

大阪市会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 市会及び議員の役割等（第2条―第5条）

第3章 市会と市民との関係（第6条―第8条）

第4章 市会と市長等との関係（第9条・第10条）

第5章 市会の機能強化（第11条―第13条）

第6章 市会の運営等（第14条・第15条）

第7章 補則（第16条）

附則

大阪市会は、日本国憲法に基づき、直接選挙によって市民から選ばれた議員からなる議事機関であり、二元代表制の下、市長その他の執行機関と独立・対等の立場で抑制と均衡を保ちながら、市長その他の執行機関を適正に監視・評価する役割を担っている。あわせて、大阪市会は、その活動の透明性、公正性及び公平性の確保を図り、市民に対して十分な説明責任を果たすとともに、市民の負託に的確に応えていくことが求められている。

また、市民のための真の地方自治を実現するためには、大阪市会は多様な民意を反映するとともに、自ら政策を立案して実現するなど、大都市が抱える諸課題に対して的確に対応する必要があることから、ここに大阪市会は市民に開かれた議会をめざして時代に合わせた改革を常に追求しながら、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、市民から負託を受けた議員が、議員としての良心に基づき、現在及び将来の市民に対し、言論の府としての大阪市会（以下「市会」という。）の本来的役割と責任を果たせるよう、市会及び議員の活動原則を定め、市会と市民との関係、市会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにするとともに、市会の政策立案、立法機能及び市長等の監視機能を強化し、その他市会における基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 市会及び議員の役割等

（市会の役割及び活動原則）

第2条 市会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと
- (2) 政策立案及び政策提案を行うこと
- (3) 市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと
- (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により市会の意思を表明すること

2 市会は、市民の代表である議員からなる議事機関として、次の原則に基づき活動する。

- (1) 審議及び討議を尽くして市の意思決定を行うこと
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、市政等の調査・研究を行い、政策形成に反映させること
- (3) 市長等に対する監視機能及び評価機能の強化に努めること
- (4) 発信力を強化し、徹底した情報公開の下、広く市民に開かれた透明性ある議会運営を行い、市民に対する説明責任を果たすこと
- (5) 時代に応じた市会のあり方を不断に追求し、議会改革に継続的に努めること

(議員の役割及び活動原則)

第3条 議員は、市民の代表として市民から負託を受けた公職にある者として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査を行い、表決権を行使すること
- (2) 政策立案及び政策提案を行うこと
- (3) 市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うこと
- (4) 市民の多様な意見等を市政に反映させるため、各区の実情等を把握すること

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市政に関する深い教養の保持と政治倫理の向上に努めること
- (2) 現在及び将来の市民のために広い視点と長期的展望を持ち、議事機関の一員としての責任を自覚して表決権を行使すること
- (3) 政策立案能力を向上させ、条例案及び意見書案等の積極的な提案に努めること
- (4) 各区の実情、多様な意見等の把握及び市政全般についての調査・研究に努めること
- (5) 自らの知識・能力を向上させるため、不断の研さんに努めること
- (6) 常に誠実かつ公正にその職務を遂行するとともに、自らの議会活動に対

して広く市民に対する説明責任を果たすこと

(会派)

第4条 議員は、市会における活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案のための調査研究を行うとともに、必要に応じて会派間で調整を行うものとする。

(議長の役割)

第5条 大阪市会議長（以下「議長」という。）は、中立かつ公平な立場において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に規定する職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、市会の代表者として、市会の機能強化を推進する役割を果たすものとする。

3 議長は、政策立案機能及び立法機能の強化、市長等に対する監視機能及び評価機能の強化並びに効率的かつ円滑な議会運営の確保を目的として、法第138条に基づき設置する市会事務局を指揮監督しなければならない。

4 議長は、市会に関する諸課題の解決を図るため、関係機関と連携し、議会制度の改善及び見直し等に積極的に取り組むものとする。

第3章 市会と市民との関係

(市会の説明責任)

第6条 市会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く市民に公開し、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議の公開)

第7条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則として公開し、市民等に対し傍聴の場を設けなければならない。

(広報及び広聴の充実)

第8条 市会は、広報紙の発行、ウェブサイト、インターネット中継、SNS その他日々発達する情報通信技術を積極的に活用し、効果的、効率的な広報及び広聴の充実に努めるものとする。

2 市会は、市民に開かれた議会の着実な推進を目的として、別途、アクションプランを策定するものとする。

第4章 市会と市長等との関係

(市長との関係)

第9条 市会は、二元代表制の下、市長と独立・対等の立場において、適切な

緊張関係を保ちながら、市長等の事務執行を監視及び評価し、自ら調査研究、政策立案を行い、議事機関としての役割を果たすものとする。

(質疑又は質問等)

第10条 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、広く市政の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 本会議又は委員会に出席した市長その他の答弁者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第5章 市会の機能強化

(市会の機能強化)

第11条 市会は、市長等の事務執行の監視及び評価機能を強化するとともに、政策立案機能を強化する。

2 市会は、市会の機能強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。

(調査機関の設置)

第12条 市会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

2 市会は、市政に関して専門的事項に係る調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(市会図書室)

第13条 市会は、議員の調査研究に資するため、市会図書室の充実に努めるものとする。

第6章 市会の運営等

(会期等)

第14条 市会は、一会計年度を通して、必要な審議日数を確保するものとし、法第102条第2項の規定による市会の定例会の回数は、別に条例で定める。

(議員定数)

第15条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、市民に開かれた議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定める。

第7章 補則

(他の条例等との関係)

第16条 市会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条

例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市会は、令和6年度に通年議会の具体的内容を検討後、試行実施を行い、結果を検証の上、令和7年度以降の通年議会の実施について決定することとする。